

地球温暖化対策のための主な施策手法の比較

施策手法 ・具体例	効果・排出削減の確実性				公平性	効率性	中長期的効果	経済への影響	その他
	全般	(企業) 産業・業務	(企業) 運輸	(個人) 家庭・マイカー					
国内排出量取引制度 (キャップ・アンド・トレード)	<ul style="list-style-type: none"> 制度対象者(事業者/事業所)について、総量削減を費用効率的な形で確実に実現。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度対象者(事業者/事業所)について、総量削減を確実に実現。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模な移動発生源を個別に制度対象とすることは困難。 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の家庭を制度対象とすることは困難。 ※電力直接排出方式の場合、電力消費者である多数の小規模な発生源もカバーしうる。 	<ul style="list-style-type: none"> 多数の小規模な発生源(家庭や中小企業者)を対象とすることは困難。このため、対象は大規模発生源に限られる。 排出枠の設定方法については、 <ul style="list-style-type: none"> ・グランドファザリング方式の場合、公平性を確保するには過去の削減努力を考慮する必要。 ・ベンチマーク方式は、過去の削減努力を反映した割当が可能だが、全ての業種・部門にベンチマークを策定することは困難。 ・オークション方式は温室効果ガスを排出したことに対する責任の観点からは最も公平。 	<ul style="list-style-type: none"> 経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を選択することを誘導するため、社会全体として最小のコストでCO2排出抑制が行われうる。 自らの取組について詳細な情報を持つ主体が選択的かつ費用効率的な対応を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度として中長期的な排出削減パスを示すことが可能。 制度対象者に対して、排出削減やそのための技術開発に対するインセンティブ効果が働く。 制度対象とならない主体の排出削減や、これらの主体が用いる施設や商品について技術開発のインセンティブが働かない。 	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠の設定方法や設定される排出枠の総量により異なるが、単なる総量規制に比べれば、経済への影響は緩和される。 低炭素型製品の開発・普及が進み、経済や雇用への好影響が、一定程度、期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去の排出量やベンチマークに基づき排出枠の設定を行う場合には行政コストがかかる。 遵守状況の確認を行うための行政コストがかかる。
地球温暖化対策税	<ul style="list-style-type: none"> CO2の排出に着目して課税することにより、排出量の伸びの著しい業務・家庭部門や運輸部門、小規模事業者を含め、幅広い分野でCO2排出抑制効果を期待できる。 課税により確保した税収を地球温暖化対策に使うことで、CO2排出抑制効果を期待できる。 広く国民各層の意識改革を促す。 温暖化対策に資する技術の開発・利用を促す。 				<ul style="list-style-type: none"> 幅広い排出主体に対して、CO2排出量に比例した負担を求めらるものであるという点において、公平である。 	<ul style="list-style-type: none"> 経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を選択することを誘導するため、社会全体として最小のコストでCO2排出抑制が行われうる。 	<ul style="list-style-type: none"> CO2を排出する主体に対して、CO2排出抑制やそのための技術開発のインセンティブが継続的に働き続ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 課税による影響の大きい分野について軽減措置を講じれば、当該分野への悪影響を緩和することができる。 税収を温暖化対策に充てることで、環境関連産業の成長を通じた経済や雇用への好影響が期待される。 	

施策手法 ・具体例	効果・排出削減の確実性				公平性	効率性	中長期的効果	経済への影響	その他
	全般	(企業) 産業・業務	(企業) 運輸	(個人) 家庭・マイカー					
再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度 (電気事業者に、一定の価格・期間・条件で再生可能エネルギー由来の電気を買い取ることを義務付け)	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー導入時にかかる投資コストの回収期間が短縮され、確実な導入促進がなされる。 電気料金の上乗せにより省エネインセンティブが働く。 	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業用太陽光発電も買取対象とされることにより、企業の導入を促進。 		<ul style="list-style-type: none"> 家庭用太陽光発電の導入を促進。 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー導入に係る費用を、全ての電気の需要家が使用量に応じて負担することになれば、公平性が確保される。 再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの違いによる、地域間の負担の公平性の観点から地域間調整が必要。 制度導入前に設置された設備に対する配慮が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 設備導入のインセンティブが働き、効率的に再生可能エネルギーの導入が進む。 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入が進む。 エネルギー自給率の向上により、エネルギーセキュリティが向上。 	<ul style="list-style-type: none"> 導入量の増加により市場拡大効果が見込まれる。 導入拡大に伴い系統安定化にかかる追加投資コストが発生。 電力を大量消費する事業者の負担は増加。 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー10%導入目標の達成のためには、熱利用の拡大等による更なる再生可能エネルギー導入促進施策が必要。
規制 <ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場への排出規制 製品等(自動車、家電等)の性能基準 	<ul style="list-style-type: none"> 規制対象については確実な削減が期待できる。(但し、規制を満たせば、一般にそれ以上の対策は行われない。) 	<ul style="list-style-type: none"> 規制対象者(事業者/事業所)については、所定のエネルギー効率改善を確実に実現。 中小企業を個別に制度対象とすることは困難。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模な移動発生源を個別に制度対象とすることは困難。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭を規制することは困難。 	<ul style="list-style-type: none"> 多数の小規模な発生源(家庭や中小企業者)を規制することは困難。このため、対象は大規模発生源に限られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の規制対象の削減費用の差異は無視されるため、社会全体としての削減費用は最小化されない。 対策を講ずる側の対応の柔軟性に限度がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 規制対象の設備や製品等について、規制が強化されていく場合には、技術開発に対するインセンティブが働く。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業・事業場や施設・製品等について厳しい規制が行われる場合には、経済への影響が生じるおそれがある 省エネ製品の開発・普及が進み、経済や雇用への好影響が、一定程度、期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者・事業所や施設・製品等について規制(基準の設定や監視)を行うための行政コストがかかる。
補助金、税制優遇等 <ul style="list-style-type: none"> 特定の製品、施設等に関する補助金、税制優遇 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 補助や税制優遇等の対象となる設備や製品等の導入が進展することが期待される。 削減量に着目した措置であれば、一層の排出削減への経済的インセンティブを与える。 				<ul style="list-style-type: none"> 対象となる施設や製品を限定せざるを得ないが、限定する際に公平性が確保されないおそれがある。 削減量に着目した措置であれば、公平性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 助成すべき施設や製品等の選択や助成の程度の設定は、効率性の観点から行われるとは限らない。 削減量に着目した措置であれば、事業者や国民が選択的かつ費用効率的な対応を行うことに資する。 交付のための手続きに行政コストを要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助・優遇対象分野での技術開発が促進される。 削減量に着目した措置であれば、排出削減やそのための技術開発のインセンティブが継続的に働く。 	<ul style="list-style-type: none"> 対策を行う者の負担が軽減される。 低炭素型製品の開発・普及が進み、経済や雇用への好影響が、一定程度、期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等の効率的な配分のため、どのような分野を支援すべきかについての情報を絶えず更新していく必要がある。 広範な対象にインセンティブを付与するには膨大な費用が必要であり、継続的なインセンティブ付与には限界がある。

施策手法 ・具体例	効果・排出削減の確実性				公平性	効率性	中長期的効果	経済への影響	その他
	全般	(企業) 産業・業務	(企業) 運輸	(個人) 家庭・マイカー					
事業者等による自主的取組の促進 <ul style="list-style-type: none"> ● 温対法に基づく温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度 ● 自主行動計画 ● 排出抑制等指針 ● 環境報告書等による排出量や取組状況の公表ほか 	○ 公の政策という観点から見た場合に必要と考えられる目標が設定・達成されるとは限らない。	○ 事業者等による自主的取組について、取組状況の評価、結果の公表等により、取組が促進されることが期待される。	○ 事業者等による自主的取組について、取組状況の評価、結果の公表等により、取組が促進されることが期待される。		○ 自主的に取り組む者のみが対策を行う。目標や内容については事業者等の自主性に委ねられる。 ○ 業界としての取組の場合、業界内のルール、企業の取組度合いの差が明らかにならないことが多い。	○ 自らの取組について詳細な情報を持つ事業者が選択的かつ費用効率的な対応を行うことができる。 ○ 政府と実施主体双方にとって手続きコストが小さい。	○ 低炭素社会に転換させる効果は、強制力のある施策に比較すると弱い。	○ 経済活動への影響ができるだけ生じない範囲での対策にとどまるものと考えられる。 ○ 低炭素型製品の開発・普及が進めば、経済や雇用への好影響が、一定程度、期待される。	○ 実施者が自ら取組を決定するため、導入が容易。
情報提供、普及啓発、国民運動 <ul style="list-style-type: none"> ● 環境ラベリングによる消費者に対する情報提供 ● カーボン・オフセット ● カーボン・フットプリント ほか 	○ 広く国民・消費者・事業者の行動を促すことができるが、必要な削減が行われる確実性はない。	○ 消費者等の意識の高まりにより、事業者等においても取組が促進されることが期待される。		○ 普及活動や省エネ設備・製品等に関する情報の提供により、生活者等の取組が促進されることが期待される。	○ 広く国民・消費者・事業者一般を区別なく対象としているという点において、公平である。	○ 生活者等が選択的に対応を行うことができる。	○ 社会経済の仕組みそのものを低炭素型に変えていく効果はあるが、必要な削減が行われる確実性はない。	○ 省エネ製品の開発の進展により、経済や雇用への好影響が、一定程度、期待される。	○ 各主体が自ら取組を決定するため、導入が容易。
京都メカニズム及び新クレジットメカニズム <ul style="list-style-type: none"> ● 共同実施 (JI) ● クリーン開発メカニズム (CDM) ● 国際排出量取引 (ET) ● 新しいクレジットメカニズム 	○ 必要なクレジットが確保できれば、所定の削減量を達成できる。 ○ 必要量を確実に取得できるかは、制度のあり方、相手国や市場に出回るクレジット量との関係等で不確実。				○ クレジットを誰がどのように負担するかにより異なる。	○ 開発途上国等に効率のよい削減機会があるため、より低コストで行うことができる。	○ 世界規模で低炭素社会に転換させる効果が働く。 ○ 国内産業構造を低炭素型に転換させる効果は働かない。	○ 他国における対策等を通じて安価なクレジットを確保することができる場合には、国内の経済への影響は小さい。 ○ 国外への資金流出ととられるおそれ。	○ 京都議定書では、京都メカニズムは補足的な手段として位置づけられている。 ○ 我が国の目標達成のために、国としてクレジットを獲得するためには、財源等が必要。

※ 本資料は、地球温暖化対策のための主な施策手法の特徴的な性質を各観点から整理したもの。必ずしも具体的な施策の全てに一つ一つに対応するものではなく、また、具体的な施策が複数の施策手法該当するものもある。
 なお、今後必要に応じて加筆・修正を行う。